

高額介護サービス費の算定誤りについて

介護保険では、介護サービスの 1 月当たりの自己負担額の合計額が一定の上限額を超えた場合、その超えた部分を支給する制度（高額介護サービス費）があります。その算定において、公費負担医療対象者の自己負担額の算定にあたり、本市が利用しているシステムベンダーのシステム上の誤りがあり、高額介護サービス費を過少支給していたことが判明しました。

対象となる皆様にお詫びし追加支給を行うとともに、今後は再発防止に取り組んでまいります。

1 概要及び経緯

高額介護サービス費の支給対象者のうち、公費負担医療対象者（難病患者に対する特定医療費等の支給対象者）が介護サービスの訪問看護等を利用した際の自己負担額を高額介護サービス費の算定に含めるべきところ、含めずに計算していたものです。

他自治体から国に対し、公費負担医療対象者の高額介護サービス費のシステム設定誤りの事例が報告され、国が全国的に調査を実施し、本市においても確認したところ、同様のシステム設定の誤りが見つかったものです。

※ 国の通知によると、全国の 3 分の 2 程度の保険者（市町村）が同様にシステム設定を誤っていたことが判明。

2 追加支給の対象

（1）追加支給期間

令和 2 年 1 月～令和 4 年 5 月までのサービス利用分

（2）人数及び金額

3 人（3 世帯）、47,369 円

3 今後の対応

- ・算定誤りを解消するためのシステム改修を令和 4 年 6 月に実施しました。
- ・速やかに追加支給の対象者へお詫びと追加支給に関するご案内を送付いたします。
- ・高額医療合算介護サービス費等にも影響が及ぶ可能性があることから調査を進め、追加支給が必要な場合は対象となる方に別途お知らせします。

【問合せ先】

健康福祉課 介護保険係：0258-61-1350（内線 212）